

古民家えにし(出雲市)



vol.03

島根県は、子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすために「時間の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」(3歳以上)を本年度導入した事業者に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています(詳細は下欄参照)。

介護現場を「家庭と仕事両方の充実を目指す」自己実現の場所に



利用者と楽しげに声を掛け合いながらの軽作業。介護される側の自立が、家族や社員の自己実現に連鎖していく

「えにし」(出雲市美談町、藤田秀樹代表)は、出雲市内で古民家を再利用した地域密着型のデイサービス「古民家えにし」2カ所を運営する。利用者約50人のケアにあたる社員16人のうち、7人が小学生以下の子育て中のため、時間単位の年次有給休暇制度と育児短時間勤務制度を導入した。家庭の事情による休暇取得やシフト対応は十分配慮してきたが、社の方針として明確に示すことが重要との考えから、社労士のア

ドバイスを受けて就業規則を改めた。6年前の開所から社員5人が出産し、4人が復帰。昨年12月に子育て中の従業員を積極的に応援する企業「こころカンパニー」に認定され、取り組みが認められた。共働きの妻とともに3歳と5歳の2児を育てる澤井雄紀さんは、子どもの急な体調不良への対応などで制度を活用。「同じ育児中の社員が多く、当日のシフト変更にも『お互い様だから』と助け

あえるのがありがたい」と喜ぶ。帰宅が遅くなることもあるが、休日は子どもと一緒に食事をつくるなど、家庭と仕事を両立できる充実感があり、「忙しい中でも福祉用具への知識を深めたい」と意欲的だ。同所の利用者は介護福祉士らの支援を受けながら、料理や畑仕事などやりたいことに自らの思いでチャレンジしている。藤田代表の「その人がその人らしくあり続けるのを支援するのが介護。ここを自分自身に挑戦する自己実現の場所にした」との思いは社員にも届く。支える側に生まれるモチベーションと高い専門性が、利用者の活気ある笑顔につながっている。



「普段は妻に負担をかけがち。土日はできるだけ一緒に過ごしています」と澤井さん。写真は妻が撮った休日の一コマ

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む、中小・小規模事業者等に奨励金を支給します

令和3年3月31日までに制度を導入、
令和4年3月31日までの申請について

奨励金

20万円 | 上限額 40万円
[1制度導入]

※令和3年4月1日以降に制度を導入した場合は、
10万円/1制度(上限20万円)となります。

支給要件 常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所(本支店、営業所等)

次のア・イの制度を令和2年度内に導入し、令和2年度内または令和3年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の年次有給休暇制度(対象) 18歳までの子どもがいる労働者(性別は問いません)

イ 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)
[代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ]
(対象) 小学6年生以下の子どもがいる労働者(性別は問いません)

出産後職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合、新制度が適用されます
労働者数に応じて

奨励金 10万円、20万円

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合、旧制度が適用されます
休業期間に応じて

奨励金 10万円、20万円、40万円

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または

松江商工会議所

TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所

TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所

TEL 0855-22-3590

詳細は島根県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。

